

第三十七回国会 衆議院 内閣委員會議録 第三号

昭和三十五年十二月十七日(土曜日)

午後一時五十八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事小笠 公昭君 理事草野 一郎平君

理事高橋 等君 理事宮澤 胤勇君

理事飛鳥田 一雄君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君

内海 安吉君 江崎 真澄君

菅 太郎君 佐々木義武君

島村 一郎君 高田 富與君

竹山祐太郎君 辻 寛一君

福田 一君 藤原 節夫君

保科善四郎君 牧野 寛榮君

三和 精一君 杉山元治郎君

西宮 弘君 山内 廣君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 西村 直巳君

國務大臣 迫水 久常君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 瀧本 忠男君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

給与局長 藤枝 泉介君

出席府事務官

内閣總理大臣 増子 正宏君

内閣事務官 増子 正宏君

十二月十六日 委員服部安司君辞任につき、その補欠として逢澤寛君が議長の指名で委員に選任された。

公務員の賃金引上げ等に関する請願 外五件(川上貫一君紹介)(第三三三号) 同外六件(志賀義雄君紹介)(第三四〇号)

同日 委員菅太郎君、三和精一君及び高田富與君辞任につき、その補欠として逢澤寛君、大森玉木君及び今松治郎君が議長の指名で委員に選任された。

○久野委員長 これより會議を開きます。一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を継続いたします。

別されておるような感じを非常に強く持っておるわけでありませう。現に格づけの面で当然これは行政職俸給表一行くべきではないかと思われれるものが、予算定数その他から二つに格づけられておるといったような矛盾もあるわけでありまして、こういう点を根本的に解決をはかるためには、どうしても統合しなくちゃならぬのじゃないかと実は私も考えておるわけでございますが、私どももこの点について一体どういうふうな考え方を政府として持つておるか、まずお尋ねしてみたいと思っております。

○増子政府委員 石橋委員のたゞいまの御質問でございますが、俸給表の統合の問題につきましては、もちろんいろいろと御意見のあるところであろうと存じますが、現行の体系につきましても、御承知のように人事院の勧告に基づきましてでき上がっているわけでございます。今後御指摘のような点につきましても、人事院の今後における調査研究の結果を待ちまして、政府としては処理をいたしたいというふうな考えでおる次第でございます。

○石橋(政)委員 それでは人事院にお尋ねしますけれども、今申し上げたような角度から、身分的な差別感をなくするということな面からいっても、またどうしても一表、二表に分けておると、格づけの面で不合理が出てくる。これを是正することは、私はなかなか困難じゃないかという点からいっても統合すべきだという意見を持っているわけでございますが、若干の例をここであげてみますと、大学関係においても、この格づけで非常に不合理があるような気がするわけです。大体同じよ

うな仕事をしておる人たち、特にこれは技術系の人たちに多いわけですから、一体技術というものと、あるいは技能労働というものをどういうふうな基準で格づけしているのか、その辺のところを非常にいまいちになっておるのじゃないかと思ふのです。専門的なものになればなるほど……人事院は自信を持って格づけをされるにしても、実際には線の引きにくいところ、無理に線を引いておる、そういうような面があるような気がしてならぬわけですが、いかがですか。

○瀧本政府委員 俸給表の問題でございますが、現在の給与体系になります以前に、すなわち十五級時代におきまして、どういう取り扱いは行なわれておったかということでありませう。御存じのように俸給表を少なかつたのでありますがい、いわゆる資格基準表というものを非常に数多く設けて、事実上俸給表がたぐさんと同じような取り扱いは行なわれておったのであります。しかもそのことは俸給表という明確な形でなしに、つまり人事院規則の段階でそういうことが行なわれておったのであります。こういうことはやはりはっきりする方がよろしいし、それから現在の公務員法の建前から申しましても、給与は職務と責任の種類によって支払われるという建前になつておりますので、俸給表を分ける——これは何も身分的に分けるというわけではございません。その職務と責任の種類によって分けるということでございます。ただいま例としてお示しになりました、たとえば医療職二、医療職三というふうなものを見てみましても、医療職三は、これは御存じのよう

に看護婦の俸給表でございます。また医療職二は薬剤師、そのほか栄養士等も入っておりますけれども、薬剤師を主体とする俸給表であります。これはやはり職務の種類が違つてございませうから、同じ俸給表を適用することはむずかしい。かりに同じ俸給表を適用いたしますれば、従前のように資格基準表というところで、規則の段階で無理をして区別をするというものはなほだ不適当ではなからうかというように考へている次第でございます。また御指摘のように分かれ目というところでは、職務内容を厳然と区別するということは、事実上困難なことは御指摘の通りでございます。しかしそういう問題につきましても、これは従来分かれていなかったものを分けたというわけではないのでございまして、これはやはり十五級時代にそれぞれ分かれておったわけでございます。それを新しい俸給表に引き継いだわけでございますから、そういう事態が新しく起こつたわけではございません。しかしその後切りかえの際等に多少不用意に切りかえられたもの等がございましたので、これは各方面から指摘されました、われわれの方としてもそれは適正にやるべきであるというので、いろいろ具体的個々の事例につきましても問題を解決して参っております。現在の状態におきましては、われわれ相当程度この問題は解決しておると思つております。なお残りの問題がないとは言いませんが、そういうものが出て参りましたときには、個々の具体的な職務の内容等を精査いたしまして、この俸給表の適用変更をするのが適当というものにつきましても、これをいたし

ていく所存でございます。説明は聞いておるわけですが、実際には差別はないのだといいながらも、今私が一つの例としてお話ししたように、技術と技能とは違つたのだ、何かこの間も差があるようなことを言つて、実は格づけにおいて差別をしておる。一体その技術と技能というものを一つとらえてみても、何が技術であり、何が技能であるか、なかなかそう明確に区別できないのではないかと。その点、もし明確に基準があるとすれば、どういふ点で区別をしておるのかという点をまずお伺いしたいわけでございます。

○瀧本政府委員 たゞいまもお答え申し上げましたように、技術と技能の境の辺では、御指摘のように非常にむずかしい問題があるかと思ひます。しかしながらお尋ね技術と技能ということとは分かれるのでございまして、むしろ技術には独自の技術を開発していくというような問題が要求されるわけでありませう。それだけの素養と申しまするか、そういうものが備わつておる。これは学歴等とも場合によつては関係があります。もちろん学歴と関係なしに、技術的に高度のものもございませうけれども、お尋ね分け方としましてはそういう問題が出て参ると思つております。そういう観点から、やはり技術と技能というものは大筋において分け得るのである。その境のところにおいては、御指摘のように非常に困難な問題があるかと思ひます。これが個々の具体的な事例につきましてわれわれの方で判断していきたいと思つておるわけでございます。

○石橋(政)委員 言うまでもなく、一たび行政職の二表の格づけを受けますと、将来についての希望をほとんど持てないといつてもいいような状況にあると思ふのです。これは最高給でも大体三万円程度、今度改定されました四万円程度じゃないかと思ひますし、五等級の最高給は二万五千円ですか、新しく改定されても二万二千円、四等級の最高給は二万二千三百円、新しく改定されても二万四千二百円、しかもそれらの最高給に行くまでには三十年前後もかかるという状況であつて、非常に致命的なものになると私どもは考へておるわけでありませう。そういう心配があつたればこそ、三十二年の薪体系ができましたときに、本委員会においても附帯決議をつけて、慎重にやつてもらいたい、特に特殊な技術などを持つておる人については第一で格づけしてもらいたいということを強く要望しておつたと思つたのであります。大体処理されておるといふことでございませうけれども、ここにもたくさん例が出てきております。時間がありませんから、どれもこれも取り上げることができないのでございませうが、たとえば東京大学の史料編纂所において、こういう例がある。経師製本職、これは文部技官というふうなことになると思つたのでございませうけれども、古文書、古記録、古画等の古史料の復元、補修に当たつては、長年にわたる特殊な技能を研磨し、名人芸に達しているほか、古史料についての研究を積み、余人をもつてかえることのできない人だ。こういう一つの技術、技能によつて、研究対象とされておるいろいろな史料が生かされてきたという例は、枚挙にいとまがないというふうなことを述べておるわけござ

います、こういう人も現に行政職の第二表に格づけされておる。ほかにもたくさんここに出てきておるわけですから、こういったいろいろな例がありま

すし、また現に人事院で扱っておるものの中にも、同じ大学関係で、昭和三十四年の十二月二十日づけ東北大学職員組合連合から苦情審査請求書が人事院に出されておるようなものもあると思

います、特に大学関係にはたくさんあるように聞いておるわけです。こういうようなものを、それではできるだけ不合理をなくして、将来に希望が

持てるように行一方に格づけするよう、一つ努力していただきたいという

ことを申し上げておきたいと思つておる。この点について、ちょっと御返事だけ承っておきたいと思つてお

ります。○瀧本政府委員 今石橋委員がお示しになられました件は、私の方へもその

お話を来ており、その問題につきま

しては具体的に調べておると思つてお

ります。○和田説明員 お答えいたします。先日の石橋先生からの御質疑等につきま

して、私の方ではこれはまだ完全に調査は終わっておりませんが、調べます

と、問題は結局旅費を辞退させた際に無理がなかったか、要するに強制でな

かったかどうかというところに一番重点が置かれると思つておる。その点につ

いて調査いたしましたところ、まだ全部ではございませんが、二、三、七部

ではございますが、あるいはまあ強制といった強制的に近い、あるいはまあ強

制に近い、あるいはまあ強制的に近い、あるいはまあ強制的に近い、あるいは

まあ強制的に近い、あるいはまあ強制的に近い、あるいはまあ強制的に近い、

○石橋政委員 私もお答えいたします。先日の報告から、私帰りまして長官に

し、報告いたしました。かつまだここ

では申し上げる段階には至っておりま

せんが、このようなことが起こりまし

た。○和田説明員 お答えいたします。先日の報告から、私帰りまして長官に

し、報告いたしました。かつまだここ

では申し上げる段階には至っておりま

せんが、このようなことが起こりまし

○石山委員 そう言いますと、みんなが納得するような、むずかしくない、形のくずれた、いわゆる科学的という言葉は、非常に世論に屈服する、あるいは政府の政策に屈服するというに通ずるのではないですか。

○浅井政府委員 世論に屈服すると仰せられますけれども、世論はこれほどしても民主主義政治の基本となるべきものでございませぬから、これに反対するわけにはいかないのです。もちろん公務員の立場だけを考えますれば、多々ますます弁済でございませぬけれども、そういうこともできないだろうと思ひます。

○石山委員 私の言うことは、人事院が正確な数字を持って問題を処理しているだろうということ信頼しているからです。そうしますと、政府が勧告を七割しか採用しなくても、あなたの意見に従えば大したことにならないという意見です。

○浅井政府委員 世論と政府とは違ふと思ひます。われわれはこの勧告が全面的に採用せらるべきことを申しておるわけでございます。

○石山委員 人事院が世論を尊重するということ、組合員の諸君の世論を尊重するとかいうふうな、そういう世論の見方もある。組合員の要請、公務員の要請、こういうのは世論の一つだと思ふ、しかし人事院は、そのことによつては問題を屈しないというふうな強い見解を前々から持つておられる。私はそれでなければならぬと思つております。しかし今のように勧告が実施されない。そうすると人事院の持つてある科学性、理論体系というものは、政府の権力に屈しているということを

如実に示しておるのではないですか。

○浅井政府委員 科学性の意味でございませぬ、それはさいせん申しました通りでございます。ただし人事院の持つておられます科学性は、決して数字を無視してはおりませぬ。やはり精密な調査を基礎として言つておられることは前提でございます。しかしながら刑法の規定を見ましても、物を盗んだ者が罰せらるべきことをいつておられるのであつて逃げ隠れして罰せられないこともあり得る。しかしそのために刑法の規定が存在しないということはないのでございませぬから、人事院といつたしましては、人事院の勧告が採用せらるべきことを言えば、それでよろしいと私は考へておるのでございませぬ。これは勧告権の限界を示すものです。たゞいま石山さんは、人事院の勧告が実施せられないというのを仰せられましたが、たとえば人事院は今回は五月からこの勧告が実施せらるべきことを言つておるわけでございます。ところが実際の結果といたしましては、これが十月になつておるのでございませぬから、石山さんの御説をもつてすれば、人事院の科学性は踏みにじられたといふことになると思つておるのでございませぬ。人事院といたしましては、この勧告が五月から実施せらるべきことを主張しておるわけでございますが、この勧告の実施に要する数百億の金というものをだれが調達するかといひますと、これは国家の財政全般を考慮して調達するよりほか仕方がないのでございませぬから、これは人事院の勧告権の限界を示すものであつていわゆる石山さんの踏みにじられたといふような考

え方のものではないように思つております。

○石山委員 私は人事院総裁になれないのです。だから人事院総裁の気持にはなれないでしょうけれども、あなたが誠意を込めて、理論的にも正しいと思つておられるものが、五月一日から勧告をしておられるにもかかわらず、十月一日からしか実施ができませんとすれば、踏みにじられたといふことではないかと、残念には思ひませぬか。政府のやり方を少し無情だとは思ひませぬか。

○浅井政府委員 私はそれは遺憾だと思つております。人事院といつたしましては、今日もなお五月から実施せらるべきことを考へておることは、これは当然のことでございます。しかし人事院の勧告権は、公務員法で認められておる最も強力な権限でございます。これを行使してなす実施せられないといふのならば、問題は制度の上にあるのでございませぬ。それ以外にはないように思ひます。

○石山委員 私はもう一つお伺ひしたい点があるのですが、いわゆる上に厚く下に薄いと云われておるこの体系は、政府側にお伺ひしますが、政府として正しいとして受け取つたというごとは、上厚下薄に対して利点があつたと思つておるのです。世論はいろいろ批判があつたが、これをこのままの体系として受け取つたのには、利点があつたかと思つておる利点は、どういふところでございませぬか。

○佐藤(朝)政府委員 政府側といたしましては、人事院から勧告がございませぬから、今いろいろと御意見がございませぬが、妥当なものとして

受け取つたのであります。

○石山委員 どうも佐藤さんの答弁は、あまり簡略で理解しにくいのですが、増子さん、これは委員会ですけれども、もう少し情理を尽した御答弁を私にはほしいのです。

○増子政府委員 政府が人事院の勧告を正しいと言つておられるのは、何か利点があつたからではないかという御趣旨と理解いたしますが、利点があるから正しく、利点がないから正しくないといふような考へ方は、政府としてはいたしてはならないわけでございます。人事院が従来の経過、あるいは今日のいろいろの調査の結果現れてきました事実に基づきまして、この俸給表の新しい体系が適当であるといふふうに判断された、その考へ方につきまして、私どもはそれを妥当だといふふうに判断いたしましたわけでございます。

○石山委員 それは公務員制度を調査なさるあなた方としては、はなはだ怠慢ではないかといふふうに思われる。人事院の調査方法は、公務員の生活権を守つてやるという建前ですが、受け取る皆さんの方には、利点がなければ簡単に受け取つてはならぬと思つておる。この上厚下薄が、いわゆる政府側から見れば非常に能率的であるのだ、こういう利点がなければ受け取らぬでしよう。たとえば給料表の全部が書きかえられたわけでは、一部修正じやない。全部書きかえられたから、制度上における給与体系の一大変化なんです。それが公務員のいわゆる自律自戒、あるいは能率、勤勉、こういうようなものに影響しないとするならば、こんな大幅な変更のあるものを、しかも上厚下薄といわれて世論ごうごうたるものを、そのまま受け取る必要はないじやないですか。私はそういうことを言つておるのです。皆さんから考へていられる公務員のそういうふうなものに影響があるといふふうに考へて受け取つておるかどうかということをお願いしておる。

○増子政府委員 ただいまお話のような意味でございませぬ、私どももそれはもう当然のことといふふうに考へておるわけでございます。すなわち人事院が勧告によりまして公務員の給与を改善することは、これはすなわち公務員の待遇をよくし、また職に対する適切な報酬を与えることによつて、公務員の能率的な運営をはかる、そういう趣旨に根本的に出ておるわけでございます。その点は私どもも考へて申し上げるまでもないことと考へたわけでございます。

を、そのまゝ受け取る必要はないじやないですか。私はそういうことを言つておるのです。皆さんから考へていられる公務員のそういうふうなものに影響があるといふふうに考へて受け取つておるかどうかということをお願いしておる。

○石山委員 私はもう一つ申し上げたい。われわれは給与体系を変えたとき、一つの希望といふものを表によつて見るわけですね。その場合今度の表を見てみますと、いわゆる上級試験を受けなければならぬという給料へ行けないということが歴然としてしまつた。こういうことに対して、いわゆる勤勞意欲といふものを非常に抑圧するよつな給与体系になつておるといふふうにお考へにならなかつたのですか。

○増子政府委員 今度の新しい給与体系が、上級試験を受けて合格しなければ有利にならないといふふうには必ずしも私ども考へていないわけでございます。もちろん全体の俸給表運用上におきまして、上級試験合格者が、その他の職員に比ばまして、比較的有利な格づけが行なわれるといふことはござ

いますけれども、それはしかるべき理由があつてのことです。すなわち上級試験というものが、そういういわば有利なポストにつき得る資格、能力として判定された者に対する処遇でございますので、それは制度上当然のことであるというふうな考えられるわけでございます。なおそれでは上級職試験の合格者でなければ上位等級に進めないかという、決してさうではないわけでございます。その他の者につきましても、その資格基準等に從いまして処遇されるというふうなことは理解しておるわけでございます。

○石山委員 これは人事院も立ち会つて、数字を突き合せてみせて表を比べれば歴然として居るのです。けれども、今そういう討論を試みるほどわれわれは余裕はないわけなんです。残念に思います。この問題はやはりいわゆる公務員の職階級という制度が先行するの、そのあとに給与がその体系に付随していくのか。あるいは今回のように給与表がずつと変わったことによつて、むしろ公務員の職階級という制度に移行したという場合もあり得るわけなんです。これは相関関係だと思ふのですが、私はその点ではやはり公務員の調査室では、十分そういう弊害に陥らないような機構制度というものを整備しておく必要があるのではないか、こういうふうな思っているわけ

です。それからせんだつても私申し上げましたが、今度の給与体系、給与勧告等を見まして、いわゆる職責というものと給与が一貫した態度で新しく見直される段階にきておる。ということはおは、公務員は公務員としての立場にお

いて給与問題を論ずる時期が近づいて居るのではないかと、こういうふうな印象を今回受けていますので、皆さんの方でもその点は十分研究していただきたい。

淺井さんにお伺いしますが、淺井さんの答弁は、どうもあまりに政治的な配慮のもとで答弁がなされて、給与の話とはちよつと隔たつて居るのではないかと、今までの例からしましても、たとえば皆さんの方で科学的であるとか、正しいことであるとか、いうならば、問題を伏せておく必要はないだろうと私は考へておる。それがたとえば今度のいわゆる上厚下薄の問題が起きますと、こういうふうな言つて居るのです。昭和三十三年、三十四年においても行一上級公務員は、民間に比べて二〇％も低かつたのだ、押えていたのだ、勧告しなかつたのだ、というような表現をなさつて居るわけなんです。あなたの答弁にうんと似て居るのですよ。実際の給与というものは、もしかりに給与制度がくずれたにしても、現われた現象をどういうふうな格好で押えておくという事は、正しい勧告ではないというふうな気持でございませう、それはどういふふうな御見解で今回なさつたのか。答弁もそういうふうなことで私は承つて居るわけなんです。大臣の給与にしても私はそういうふうなことが言へると思う。たとえば総理大臣がこの前辞退をした。辞退をしたのは給与体系から見ればけしからぬというふうな皆さんの方で再勧告してもよろしいと思ふ。自信のあるものはそういうふうな形でやつていただかなければならぬのに、なぜ三十三年、

三十四年とも二〇％低いということがわかつていてそれを押えていたか、三段式に給与勧告をなさつたからそういうふうな弊害みたいなものが現われたのかもしれないが、もしかりにあなたの方が正しいとするならば、三十三年にそういうことを勧告していなされば、上厚下薄という所しりがあるいは受けなくて済んだのではないかと。それが三十三年、三十四年は伏せておいて今度勧告をなさるといふから、問題が上厚下薄という点のみで追及されておるのではないかと、その点はいかがでしようか。

○淺井政府委員 それは昨年並びに一昨年におきましては、官民の給与の格差が今年のように大きく出なかつたのでございます。でございますから、その官民の格差をどの程度改善をすべきであるか、これは上級職員は改善に使つてもよろしかつたのであります。何となれば、上級職員は官民の格差が大きいのでありませう。しかしわれわれはまず下の方を改善しよう、そこで中だるみ是正とかあるいは初任給の是正をやつたわけでありませう。それで今回は相当の開きが出ましたから、上級職員にこれを及ぼした。そこで上厚下薄ということをよく仰せられますけれども、われわれは上厚下薄とは思つていないのでございませう。それはつまり昨年中だるみ是正、一昨年の初任給是正等々とあわせてお考え下さいませう。上の方はそんなふうになつていないのであります。上下の格差もあれくらいは相違は過去にもあつたのでありませう、決して上厚下薄ではないのでございませうから、さいせん石山さんが、政府がこれを採用するのには、上厚

下薄の俸給表を採用する利点がなくはないかぬと仰せられますけれども、私に言わしむれば、問題はその前にあるもので、私どもは第一これが上厚下薄なのかどうか問題だらうと思つております。

○石山委員 私の言うのは、總裁はなせ三十三年に起きた現象、それを現わして昇給昇格を勧告しなかつたかという点を聞いておるわけです。

○淺井政府委員 それはさいせん申しましたように、全体としての官民格差をまず基礎にしてやるのでございませうから、全体としての官民格差が非常に少なかつたのでございませう。それで下の方をよくした、こういう意味でございませう。なお給与局長から補足させませう。

○瀧本政府委員 ただいま總裁が申されましたように、三十三年、三十四年におきまして、全体的な給与の是正を行なわずに、初任給は正であるいは中だるみということをやつたのはどういふわけかというお話でございませう、これは何と計画的に年次的にやろうという意図が人事院にあつたわけのものではないのでございませう。公務員法によりませうれば、五％以上給与の水準を引き上げることがあるときには勧告しろ、言ひかえてみませう、五％以上の格差が出た場合にはまずその程度のところにおいて問題にしろ、こういうふうな公務員法二十八条には精神が書いてあると思ふのであります。人事院といたしましては、五％に満たない差額でありませうので、これを全体的な給与改善にするということをしてよろしいのでありませうけれども、その程度の差額であ

るならば、差額を絶対的に埋めることは必要であつても、それを重点的に使つてもいいじゃないかという考えがございませう、まず初任給是正、それから次の年もあまり格差がないものでありますから、その原資を使つて、中だるみを中心にして、その点を重点に勧告を行なつた、こういう次第であります。

○石山委員 給与局長の話を聞いているとささもささらしく聞えるけれども、実際はささもささらしく問題は進展してない。たとえれば先ほどの淺井總裁の御答弁を聞いてみても、科学的であると言いながら、世論を傾聴しなければならぬ、世論は民生主義だとおっしゃつて居る。そうすると今のような格好で人事院が勧告なされて居ると、後退していくと思ふのです。たとえれば今度の勧告は、五月一日から勧告したにかかわらず、十月一日からしか実施できなかった。そこでもし人事院の態度というものがくずれると、政府が勧告しそうな十月一日から実施しなさいという危険は答弁の中を詳細に見てみますと明らかだと思ふ。やむを得ないのだと言われるが、そのやむを得ないだと言われれば、退却的な気持が、次の勧告にも重大な影響を与えてきたという結果を私たちは見ているような気がして居る。組合の諸君は、人事院は最近御用機関になりかかつているから、人事院を廃止しなければならぬなどと氣負ひ立っているけれども、私たちはそれはそれとして別だと思ふ。しかし人事院の權威、人事院の誠実、こういうものを十分に考へてい

ながらも、皆さんの言葉のあやから受け取る印象としては、どうしても次の勧告は何かもっと政策的なものを考えなければならぬというお心みいたいのものがわかれてなりません、人事院総裁は、今度の五月一日勧告をば十月一日に実施せよという政府の、私たちに言われれば冷徹むさんな仕打ちにあつても、もっと志をかたくして勧告するという態勢はくずしてないのかどうか。あなたの御答弁を聞いておると、それは限界だと言っている。限界だということはあともう何もないことで、参ったという印象なのかどうか知りませんが、その限界が私にはよく了解できないのでありまして、私はそういう心配を持っていて、あなたの限界説も、もっと公務員諸君に元気を与えるような答弁の限界を示してもらいたいと思うのです。

○浅井政府委員 限界と申しましたのは、公務員法として人事院に与えられておる権限は勧告をすることである、この財源を調整することはわれわれはできない、それを限界と申したのであります、私は十月一日から実施されることを少しも満足してはいない、遺憾に思っております。でございますから、来年は十月一日実施にするのではないか、こういうふうにお願ひいたしたくないか、というふうにお願ひいたしたいと思ひます。

のですから……。皆さんの権限を一度は人事院から剝奪されるようになって、また人事院に権限が付与された問題もたくさんあるわけでありまして、この際思い切つて給与問題に対しては、人事院はきぜんたる態度でやばり再認識を公務員諸君に求めるくらいのお心持を持ってやつていただきたいと思ひます。人事院に立ち返つた権限の一、二の例の中で暫定手当の問題がございまして、寒冷地、薪炭等の問題も新しく付与されたわけですが、大きい問題になつて、国会にもかなりの陳情を受けた暫定手当の取り扱いは、その後二年、三年進捗しておりません。これに対して人事院はどういうふうな工夫をなされて、前にわれわれが国会で決議しておつた、あるいは討論しておつた趣旨のつとつて作業を進めておるか。暫定手当に関する作業の状況を、あるいは方向を見出したならばその方向を御説明していただきたい。

○浅井政府委員 暫定手当につきましては、ただいまお示しのように、国会の付帯決議の御趣旨に従つて最近に内閣に勧告いたしました。ただいままでしませんでしたのは、あの権限は一べん取られておつたわけですから、今年の六月でございますかまた返つてきたわけでございますから、本特別国会には間に合いませんけれども、来年の四月一日からやり得るよう、かつ予算の編成その他に間に合うように最近にいたしたいと思つております。どういふふうにするかはまだきめておりませんが、ちよつとここで申し上げられませんが、大体暫定手当は漸次これを整理いたしたい。ことに一番先にやりたいと思ひますことは、同一の行政区画内における不均衡、これをなくするような方向に持っていきたい、それは考えております。

○石山委員 この前の討論の一つの要旨として、物価差がなくなつてきた。都合と農村の物価差がかなりなくなつてきた。そういう意味で五割を基本給に繰り入れたのが始まりでございまして、その当時の話としてはもう五割程度、あるいは一〇%というようなお話もあつたのですが、まず第二段階としてはそういうことが正しいのではないかと、もういふに論議をされた、こういうふうなわれわれは記憶をされているわけでありまして、それが今の総裁の御意見だと、同一行政区画内、もっと言葉平たく言つると、一種のこぼこ正で、まず今度の問題はそういう格好で前進したいという意味ですか。

○浅井政府委員 その通りでございます。ただし暫定手当というものは一度に改善できないと私は思つております。でございますから今回は、ただいま申し上げましたようにまずやりたいと思つております。

○石山委員 それではあの当時のわれわれの決議から見ると、どうも尊重の度合いが薄いのではないですか。もう少し急いでおやりになるというものが、必要なのではないかと思つたのですが、何かその間に重大な事情、これはもちろん人事院はお金を念頭に置かないだらうと思つたのですが、お金以外に何か特別な事情がございまして、

○浅井政府委員 別に特別な事情はございませぬが、これも科学性の問題で、どうすれば合理的なことになるのか、こういう問題であるかと思つております。

○石山委員 次に寒冷地、薪炭の問題に入りたいと思ひますが、これはこの春の国会で議論をされて、あなたも十分にわれわれの討論をばお聞きになつたと思ひますし、われわれの附帯決議もお読みになつたと思ひますが、五月十日の当委員会における問題でございまして、このときにはちよつと北海道の石炭手当が通りました。しかしわれわれは、この問題は薪炭のみ問題ではない、あるいは北海道の方々の石炭のみ問題ではない、寒冷地帯一般に住んでいられる方のいわゆる特殊給与として問題を取り上げる必要がある。それで与野党で話をした結果、こういうふうな決議をば上げております。「現行の寒冷地手当、薪炭手当には種々不合理不均衡が生じている実情にかんがみ、政府は、速やかに人事院をして調査研究せしめ、昭和三十六年度より改正するよう措置するものとす。右決議する。」これは私の方が提案してゐるのではなくして、三党の、しかも与野の岡崎委員よりこれは提案されてゐるのでございまして、与野ともに責任が大へん重い問題だと思ひます。特にわれわれとしては、昭和三十六年度よりこれを実施するようになつていふに、ある種の規制をしてゐるわけにございまして、この決議に対して人事院はどういふふうな解釈をなさつて作業をなさつてゐるか。と同時に、このことは政府としてもどういふふうにお見ましても、高級官僚やその他には非

をお聞きしたい。

○浅井政府委員 それはその御決議の御趣旨を尊重いたしましたので、そのとき私もさういふにいたすというふうな答弁は速記録にあるはずでございますから、四月一日に実施されるよう、これも最近に、ただいま申しました暫定手当の方と合わせて勧告いたしたいと思つております。ただしちよつとこれはいろいろ問題もありませんから、三つ一度に勧告ができるのか、あるいは一つずつ切り離すのか、いずれにせよ、これはさう遠からず、さう遠くない意味においての最近において勧告をいたしたいと思ひます。ただしこの国会中はちよつとできかねると思つております。

○藤枝政府委員 薪炭手当、寒冷地手当につきましては、人事院の勧告をもちまして、政府としては処理いたしたいと思つておる次第であります。

○石山委員 きょうは給与担当大臣がおらないので非常に残念に思ひますが、人事院の勧告を尊重する、人事院の勧告を待つておやりになる。しよつちよつ承つております。今度の尊重だつて、今までわれわれ尊重といふのは非常に重大な言葉と考へてゐるのですが、自民党や政府の高官の言われよ。三分の一か四分の一、三日月だ。そんな尊重なんて——私は尊重といふものは円満な、まるいものだと思つてゐるのです。それでこそ尊重に値するのです。あなた方は勝手に三分の一に切つたり四分の一に切つたりして、そして尊重すると言つておる。ですから、たとえば今度の人事院勧告などを

常に有利でございますけれども、それ  
でさえもなかなか尊重の態度を見せな  
い。特殊給与などになりますと、こ  
う大きい給与問題になると、下積み  
になってしまつて浮かび上がつてこ  
ない。十分そういう点を私は勘案して  
いただきたいと思ひます。問題が小さ  
ければ小さいほど声を出しにくいので  
あります。いわゆるあなたの方のお得  
の声なき声に、こういう場合にこそ十  
分に耳を傾けていただいて—前の益  
谷給与大臣もつばに御答弁をなさ  
ておる。そういう点を十分一つ勘案し  
ていただきたいと思ひます。

自衛隊の問題について一つだけお聞  
きしておきたいのですが、今度の補正  
予算の問題について、一番ネックに  
なつて難航した要素として裁判官と自  
衛官の給与問題があつたようでござ  
います。世に伝えられるところによ  
ると、自衛隊諸君の給与が一般職から比  
べると非常に高い。これは警察官より  
も高いし、消防隊員よりも高いとい  
われている。これは皆さんの方では高  
いは当然だといふふうなお考えで大  
へん力説されていたようでございま  
す。そういうところは一体、特にほか  
の官職よりも高くなければならぬと、  
こう力説されなければならぬ。要案  
は、われわれとしてはちよつと理解に  
苦しんでゐるものです。あなたから一  
つ御説明をいただきたいと思ひます。  
○小野政府委員 ただいまのお尋ねで  
ございますが、私もいたしまして  
は、自衛官の職務、任務というよう  
な点につきましては、他の公務員の方  
も大へんでございますけれども、また  
変わった点がございまして、特にごめ  
んどうを見ていただきたい、こういう

ふうにご考慮しておるわけでありま  
す。変わった点と申しますのは、私ども  
として常にご考慮しておりますのは、た  
とえば一番若い士でございます一士、二  
士、三士、士長、あの士の階級等につ  
きましては、これは任期制でございま  
して、二年か三年か、あるいはもう少  
し任期継続をいたしますが、ある期間  
御奉公するわけでありまして、そうい  
うような特徴がございまして、またい  
ゆる曹と申しますか、あるいは幹部に  
つきましてはそれぞれ停年制がござい  
まして、若いものは四十才から、最高  
位のもので五十八才という停年制が  
ございまして、本人の希望とか意  
向というものがなしに自然退職をする  
ことになつておるのでございまして、  
こういうような点は制度上の特徴でござ  
いまして、ここに勤務する者にはめん  
どうを見ていただきたいと思ひます。  
あるいはまた若いものにつきま  
しては、曹、士でございまして、これ  
は部隊運営の必要上管内に居住する  
ことを定めておるわけでありまして、  
しかも勤務は一応普通の勤務がござい  
ましても、常時待機の態勢にござい  
まして、しかも教育、訓練、あるいは  
各種の出動というふうな際には、いわ  
ゆる超過勤務というふうな観念なし  
に、十時間でも二十時間でも継続勤務  
をいたしますし、またさらにその仕事  
の性質上非常に厳格な規律がござい  
まして、非常の場合等には職務を離脱  
いたしますならば体刑をもつて厳罰に  
処せられるというふうな制度にもなつ  
ておるわけでございます。そういうよ  
うに自衛官の職務あるいは服務とい  
うものの性質、態様というものは、質  
面から見ましても量の面から見ま

も他の公務員の方々と違つた点があ  
るといふように考えまして、それらの  
点について何分の考慮を払うことが適  
当である、そのように考えておる次第  
であります。

○石山委員 私ども社会党は、働く者  
には働いた対価というものは十分支払  
われなければならないという意見で  
ございまして、ですから自衛隊のみなら  
ず、その基本の生活保護というものに  
ついては差別をつけておりません。た  
だここで考えられるのは、皆さんの方  
で力説されている特殊事情というもの  
は、私は各特別職あるいは公務員の技  
術職等にもあるのではないかと考  
え方です。もう一つは、たとえば憲法  
が改正されまして、真の意味のいわゆ  
る職階階級であるといふふうになれ  
ば、これはまたほんとうの意味の特殊  
だと思つておるのですが、今の場合に  
はやはり一種の職業だと思つてお  
す。職業だらうという解釈は妥当では  
ございせんか。

○小野政府委員 あらゆる職種につ  
きましていろいろ御苦労があり、いろ  
いろ特色のある点はお話の通りだと存  
じます。ただ私どもの判断といたしま  
しては自衛官の職務については非常に  
変わった要素がある。この点について  
できるだけ御配慮をいたしたい、こ  
ういふ考えを申し重ねるだけでござい  
ます。いろいろ御意見もあろうかと存  
するのでございまして、そういうふう  
に考へておる次第でございます。

○石山委員 それでは人事局長に一つ  
だけお聞きしたいのですが、それで終  
昇給なさつた率はどのくらいにおさ  
りましたか。

○小野政府委員 俸給表によりまして  
アップいたしました率は、自衛官全員  
を通じて一・二・八％でございます。  
○石山委員 ちょうど大臣がおいでに  
なりましたから、大臣に一つだけお聞  
きして終わります。

先ほどあなたがおいでになる前に総  
務長官にお話ししましたが、皆さ  
んの方ではしよつちう人事院の報告  
は尊重なさるといふ言葉を冒頭に  
出します。しかしその次に来るのは、諸般  
の事情にかんがみということをし  
持ってくるわけですね。諸般の事情は、  
尊重という言葉を台なしにしてしま  
うわけですね。人事院に先ほど伺いま  
したら、人事院は給与を勧告する場  
合には非常に厳密に科学的に数値を  
設定しているのだから、勧告通りに  
ただかないと公務員の生活の救済に  
ならぬといふふうな発言をしており  
ます。非常に遺憾だ。その遺憾は淺井  
裁は何べんも繰り返したから、遺憾  
の二乗になるでございませう。政府  
からお金ももつてゐるから政府を  
ほうといふふうなことにいかぬけ  
れども、淺井総裁はかたがたに憤慨  
しているように思ひます。やはり尊重  
なるとするならば、次に尊重を台なし  
にするような諸般の事情とか緊急事  
態といふ言葉を避けて、やはり尊重  
していただかなければならないので  
はないか。特に今回のように上の方  
に厚く、下に薄いといふような世論  
ごうごうたの中において、さらに  
チェツクなさるようなことであ  
れば—池田さんが給与倍額とい  
ふことを一番先に、組閣なさる前  
から提案をしておつた。経済企  
画庁のあなたでございませうから、

その点では見直しを持つていろいろ  
処理をなさつておられるだらうと思  
つてございまして、私はその処理の  
事項というよりも、今度これから  
人事院が勧告をなさつたならば、必  
ずその通り尊重をして実施をなさ  
る、こういう態度を給与大臣に第一  
にとつていただかなければならぬ  
と思ひます。そういう点について一  
つ強い御答弁をいただきたいと思  
ひます。

○追水國務大臣 今後できるだけ御  
趣旨の線に沿つて努力をいたします。  
○石山委員 終わります。  
○久野委員 受田新吉君。  
○受田委員 私あまり時間をかけ  
ないで、関係関係の皆さんと人事  
院給及び関連の政府委員の方々に  
御質問をいたしたいと思ひます。

今度の給与法の改正で一番根本に  
なる問題として、人事院の勧告が  
ある。この勧告の中身が、いろいろ  
取りざたされておりますが、私は一  
つだけお伺ひいたします。人事院は  
今度の勧告で懸案を幾つも解決し  
たと思つておられるのでありますが、  
しかし懸案が解決されたようであ  
つて、実は別の問題が派生をして  
おるのではないかと申すのでござ  
います。それは人事院の勧告、報  
告書の中に、今まで毎年職種別に  
民間企業と公務員給与の比較表が  
出ておりました。たとへば行政職  
の二等級における官民の格差がど  
うなつていふか、昨年の資料にも  
あつたと記憶いたしておるのであ  
りますが、これがこのたびはすざ  
されておるのほどという理由でござ  
いませうか。

○瀧本政府委員 人事院は勧告を  
いたす際に報告をいたすのでござ  
いませうが、その際に参考資料とい  
ふものも

つけて、一応全体の報告書の体系をまとめておるわけでございます。従いまして、ただいま御指摘の等級別の比較というものが出ていないではないかという点がございまして、けれども、われわれは全体的にござらん願えばこの程度でおわかり願えるのではないかとこの観点で、今回は報告表及び参考表を作成した次第であります。

○受田委員 特に二等級、三等級あたりを比較しますと、官民の格差というものが非常に大きく出ている、そういうところを重点的に取り上げられて、上の方に厚くまた下の方に薄くという結果が現われた、こういうふうにながめてよろしいのでございませうか。これは民間の給与の実態と公務員の給与の実態をそのまま同じ線に持っていくという方針を中心に報告、報告をされたのであるかどうか、これをちょっと伺いたします。

○瀧本政府委員 人事院が行ないます民間給与調査は、それぞれ職種別に俸給表を対照いたしましたのでございませう。しかし公務部内のバランスという点にも相当注意を払った次第でございませう。すなわち人事院がいたしました俸給表比較から申しますならば、たとえば医療職三、看護婦、こういうものは現在人事院の対比によりますと民間の方がかえって低いというふうな状況が出ております。そのほか多少民間の方が低いものもございませう。しかしやはり公務部内におきまして民間が低いからといって引き下げるわけには参らないのであります。従いましてこれは全体の比較をいたし、二等級

につまましては、この行一の二等級、医療一の二等級、研究の二等級、これは大体対応いたします等級でございませうが、教一の二等級だけはこれは例外として除きまして、その三職種を平均いたしました民間と比較してみます、その結果の格差がどのくらいになっていくという点を重点に置いたのでございませう。また下の等級におきましては、それぞれ対応いたします等級を全部寄せ集めまして、その格差がどういふふうになっていくかという点を重点にいたしまして出した。全体といいたしましては民間格差の一・二・五に近い一・二・四の改善をいたしている、このような状態でございます。

○受田委員 過去二年間に初任給の手直しと中だるみ是正という下級職員のは正措置が行なわれていたのですが、それが一応終わったものとして計算をされている。三十一年の三月現在の基礎の上に立って下級公務員の昇給率が上の者と比較して大体バランスがとれたなどとおっしゃっている。これは人事院のやり方としてははなはだずいやり方で、もうすでに下の方は上がっている、だから上がっている分は一応計算に入れて、今まで上がっていない方の分を上げるのだという考え方、これは人事院が給与の改善をするための勧告を出される考え方としては、はなはだずいやり方だと私は思う。現実には現在の時点に立ってこの給与の改善を全面的に全職員に及ぼすという考え方に立たなければならぬ。こういう給与政策上、国家公務員法の六十四条の、人事院が何かの考慮をしてもいいようなあの人事院に与えられた権限を、あまり強く見過ぎているのではな

いか、こういう考えをしております。この点について総論は、このたびの勧告の上層下層というのは、民間もそうなるからやむを得ぬ、それから下級職員はすでに引き上げられておるからそれでいいのだという、きわめて場当たり的な考えで勧告をされたのか、あるいは給与政策上、下の者をちょっと優遇して上の者をもう少し抑えて、できるだけ公務員は、民間の職員とは変わった立場で、公務に精励して能力を上げていくという立場からは、初めて就職する者に比較的高い給与を与えて、民間に流れる人材を公務員に吸収するというような、そういう給与政策をとる方がいいという、そういう配慮を持って勧告したのであるか、どちらであるかをお示し願いたいと思っております。

○瀧井政府委員 今回の勧告が上層下層であるという世論があるというように仰せられますから、過去のことを申し上げたのでございまして、官民格差は一・二・五ということになっておりますから、下の方あるいは中級の方もほっておいたのではないのでございませう。それは俸給表の改善をござん下されば、よくわかるのでございませう。ただ上の方が三〇%余り上がっております。しかしこれはやはり一つには官民給与の格差を反映するものであり、また従来上級公務員の給与改善をしながら、そういうところにある、こういうわけでございませう。

かわり上の者を比較的に押えるというふうな、そういう給与政策もあるわけですね。あなたとしてはそのいづれをおとりになるかとされておるのか。私が申し上げたあとの問題は、あなたのお立場では、お考えにならないことになっているのかどうかを伺いたい。

○受田委員 公務員法の規定によりますれば、職務と責任に応じて給与を支払うということになっておりますから、それは官民給与の格差から見まして、職務と責任に応じて給与を支払うということは当然でございまして、別に上をへつこますとか下を持つ上げるとか、そういうことを特に考える必要はございません。

○受田委員 公務員が吸収されていくように、公務に従事する職員を、せつかく人事院が試験までやって、一応合格者をきめられておるにかかわらず、公務員の給与が低いというので、民間へ流れておる、そういう現象はあなたはどう御存じですか。

○瀧井政府委員 その意味でございませうれば、上級公務員を推していることの意味がないのでございまして、上級公務員もやはり能力を發揮させ、公務に熱心であつてもらいたいと思っております。

幻滅の悲哀を感じさせるような政策をおとりになるのが妥当か、あるいは下級職員に相当程度の余裕のある待遇を与えて、人材を公務員に吸収するような政策をとる、こういう行き方をとるのが大事なのか、人事院にある程度給与政策の権限が与えられておると思うのです。その点、ある程度の給与政策の権限が与えられておるという私の考えが間違つておれば御指摘願いたい、また私の考えが正しいと思われるならば、その点について御答弁を願いたいのであります。

○受田委員 失礼でございますけれども、受田さんの仰せられるような二者択一はやっておらぬのでございませう。下もよくしますし、上もよくしたい、両方ともよくしたいということでございます。

○受田委員 下がよくなつておれば、人材が吸収されなければならぬ。ところが実際は民間工場等に流れて、公務員には人材がなかなか集まり得ないという現状、これをあなたは御存じですか。

○瀧井政府委員 そこで今回初任給調整手当等も新設いたしましたので、苦心をしたつもりでございませう。

○受田委員 この問題は初任給調整などという手当で解決するような問題ではないのでございませうから、根本的な問題があるのです。時間が相当迫つておるのですから、私はあなたに對する質問を終わりますので、そこで今度は特別職の問題が討議されておる中で、一言二言お尋ねをして、自民党の諸君の御要望にこたえたいと思つた。

そこで今度特別職の俸給表、これを

そこで今度特別職の俸給表、これを



私拝見しますと、総理大臣が二十五万となつております。この二十五万というのは、何を基礎にして計算された数字であるかをお示し願いたい。

○船後政府委員 内閣総理大臣等の特別職の給与は、従来から一般職の公務員との均衡を考慮して定められてきております。今回の人事院勧告のこともろん対象ではございませんけれども、従来から以上のような経緯で定められてきておりますので、今回の勧告により一般職の職員が上がりまして、それに伴いまして特別職の職員が給与の改正を行なうこととしたのであります。ただいまの御質問は二十五万円の根拠でございますが、これにつきましてはまず第一に、現在事務次官は一等級の五号俸でありまして、これは本俸にいたしまして約三二%、基準内給与にいたしまして約二八%のアップになるわけでございますが、特別職の職員のうち委員会委員、これは現在の七万五千円でございますが、これはこの辺のアップと合わせまして十万円にいたしました。次いで問題になりますのは、一般職である事務次官と、また特別職である政務次官との給与のバランスで問題がございます。なおまた国会議員につきましては、もちろん議員の歳費法できめられておる問題でございますが、現行法ではそれぞれ、議員は政務次官の、また副議長は國務大臣の、議長は内閣総理大臣のといふふうになりますので、これらとの権衡も考慮する必要があります。従いまして事務次官のアップ率、期末、勤勉を含めました総給与の増額、これらを考慮いたしまして、政務次官の俸給を現行の九万円から十三万円にいたした

次第でございます。そして従来から内閣総理大臣、國務大臣、政務次官のバランスを考慮いたしまして、内閣総理大臣の十五万円を二十五万円にいたした次第でございます。

○受田委員 バランスによつて定められた政治的給与と了解してよろしゅうございませうか。

○船後政府委員 私から政治的の云々は申し上げるわけにも参らぬのでございませうが、やはり特別職相互間にはそれぞれの職務と責任に従いまして給与のバランスがございませう。現在も総理が十五万円に対して國務大臣が十一万円である。このような格差があるわけでございます。内閣の首長である総理は、やはり國務大臣よりも高くなければならない。この間の格差は現在約三八%程度と記憶しておりますが、今回もやはり國務大臣と総理との間にはその程度の格差を設けております。

○受田委員 國務大臣、総理大臣を非常に高いところ——この上がり方というものは、総理大臣が七割上がっております。この七割上がっている職種がほかにありますか。

○船後政府委員 総理のアップ率は、御指摘のように本俸にいたしまして六六%ぐらいでございます。これを暫定手当を含めまして基準内給与にいたしますと五八%でございます。御指摘の、ほかにこういうアップをしたものがあるかということでございますが、従来司法府の長である最高裁長官が内閣総理と同額の俸給月額で参つておりますので、最高裁長官も同様に上がっております。また先ほど申しましたように、立法府におきましても、河院議

長が内閣総理の俸給月額を歳費として受けまので、議長もまた同様なだけ上がつておるわけでございます。

○受田委員 その理論は成り立たぬわけです。最高裁が上がつたというこの問題は、政府の責任者が最高俸給をどこへ置いたらいかということについて、いかにもずさんな、ほかの方へ転嫁しておる傾向があります。そこでちよつと関連してお尋ねしますが、国家公安委員会の委員が十三万円になつておる。国家公安委員会委員は、勤務日数が一年間にどれだけあるのか、ちよつとこれをお伺いしておきたいと思ひます。

○船後政府委員 国家公安委員会の開催等につきましては、国家公安委員会が所管いたしておりますので、私どもの方では判明いたしかねますから、御連絡の上、後日御報告いたしたいと思ひます。

○受田委員 これは特別職の給与表はだれが出されましたか、責任者は……。

○山本政府委員 ただいま国家公安委員の勤務につきましてお尋ねがございました。これは御承知の通り、公安委員というものは警察の独善化を防止するという意味で、絶えず国民の良識を代表して民主的な警察の管理に当たつて、公安委員会があります場合に、それに出席されて、大綱を御決定になるといふ任務を持つておられるわけでございます。ただいまのところの勤務の状態は、毎週一回ずつ定例の会議を開いてやっております。そのほかには臨時の会議がございませう。あるいはまた警察本部長の会議だとか、あるいは国家公安委員さん同士の会議でござ

いますとか、いろいろそうした会議もございませう。それからまた警察庁と常時連絡をとつて、いろいろ警察庁の管理について御意見を伺うこともあるわけでございます。特に警察といたしましては、警察の職務の性質からいたしまして、いつも公安委員さんには出てきていただけるような態勢をおとり願つておるようなことになつております。常時の勤務といたしましては、だいま申し上げましたようなことになつております。

○受田委員 常時の勤務日数がよくわからない。過去の実績……。

○山本政府委員 毎週一回でございますから、月にいたしますれば四回ないし五回でございます。それが一年分に相なる。そのほかに臨時会とか何かがある。定例会といたしましてはだいま申し上げたようなことでございます。

○受田委員 一週間に一回勤務すればいい。しかも毎週やつてはいるはずはない。休む間もあるはずですから……。

そうすると三十数回かそこらで、出勤簿を見るとなおよくわかると思ふので、そういう人々の給与が十三万となると、大へんな給与になる。こういう人々は非常勤職員として、別に人事院が勧告した中にも千円増額する日当があるのですから、こういうところに当てはめていくべき性格のものではないか。それが常勤者として高額をはむというところは問題があるのじゃないか。この特別職には各所にそういう問題がひそんでおる。政治的な給与としてい

う。特別職に非常にずさんな給与決定の基準があるのじゃないかと思ふので、もう一つ関連してお尋ねしますが、それとあわせてお答え願つて私の質問は終わります。特殊法人、例の開発銀行とか、輸出入銀行とか、あるいは公庫、公団、こういう政府が全部出資し、あるいは日航のような半額出資とかいろいろあるが、あるいは国民の税金でまかなわれた政府出資の機関の理事長とか総裁とかいうものが、二十万とか二十五万とかいう金額をもらつておるのです。これは大蔵省として御答弁ができると思ふのですが、これはどこを基準としておきめになつた俸給でしよう。

○大久保政府委員 公庫、公団等の職員給与ベースにつきましては、民間のそれに類似した機関の職員給与、並びに公務員の給与等とのバランスをとりまして決定したようなわけでございます。

○受田委員 今まで総理大臣は十五万円であつたのに二十万とか二十五万とかいふ。大蔵省やその他の高級官僚の方が転出される総裁の給与がきまつておる。これはあまり身勝手な給与じゃないか。これは総理大臣が十五万円時代、すでに二十万とか二十五万とかもらつておる。一体これはだれが給与をきめたのですか。給与決定の最終権限を有する人は大蔵大臣でございますか、あるいは総理大臣でございますか。

○船後政府委員 ただいま御質問の公庫、公団等でございますが、これにつきましてはそれぞれ監督官庁がございまして、役員給与につきましても監督

官庁の認可を得まして、その上で決定に相なったものでございます。  
○愛田委員 監督官庁は大蔵大臣ですか。

○船後政府委員 監督官庁が大蔵大臣であります場合もございませうれば、また公団等につきましては建設、農林等が監督官庁である場合もございませう。  
○愛田委員 ほかの、たとえば建設その他の公団等で給与をきめる場合には、大蔵大臣と協議するという規定がそれぞれ法律にあると思うのです。そうじゃないのですか。

○船後政府委員 御指摘の通りでございます。  
○愛田委員 そうすると大蔵省が全部給与を調整する責任があると思うのです。大蔵省が関与しないで給与がきめられるはずがないのです。そうじゃないのですか。

○船後政府委員 協議がございませう場合には、大蔵省といたしまして、もちろんその内容につきましては御相談をいたすわけでございます。そういう意味におきましては大蔵大臣は、ほとんど全部の政府関係、法人の役職員の給与につきましては、関与しておるといふことでございます。

○愛田委員 そういう重大な責任のある大蔵大臣が、大蔵省から出られ、あるいはほかの高級官僚の方が転出される公庫、公団の理事長の給与を二十万とか二十五万というものをきめ、なっておくから、またこういう問題が起る。これは全額政府出資ですから国民の税金です。こういうことについて人事院という、給与に関して常に公正な研究をする機関があるのですが、そういうところに全然おかないしに

政治的な給与がきめられておる。給与体系を作る上に非常にこの問題がひそんでおると思うのです。これは一つの議題を、あなたは大臣であられませんから、提供しておくにとどまることになりませう。  
そこで、大蔵省の責任であるということとははっきりわかります。そうしてそういう特殊法人の給与は、ほか高いものをもらっておるといふことはわかか。これらの点について低額の給与所得者と、莫大な給与をもらう一部の元高級官僚、恩給も加えていくとすばらしい収入になる人々との間に、非常な差のできておることを十分検討していただいて——大臣で御出席願っているのはお二人ほどおられるわけです。こういうものは私はいらぬと思うのです。それを給与担当大臣、大蔵省は大蔵大臣が勝手にそういうものをきめられ、給与担当大臣、あなたは特別職には権限はない。一体そういう全体のバランスをとって、公務員給与の全面的な体系を公正にする責任は一体どこにあるのですか。給与担当大臣、御答弁願います。  
○追水閣務大臣 結局内閣がやるほかはないのだと思いますが、その具体的な機構の問題については将来よく研究をいたします。  
○愛田委員 今のところその最終的な調整をとる最高責任者というものはだれか、それはないわけですか、きまつていないわけですか。  
○追水閣務大臣 内閣というものがその調整をとる最後のところでございます。  
○愛田委員 もうこれでおきますが、

内閣においての群雄割拠の状況がはっきりしておりますので、どうも答弁がばらばらであるということが示されました。  
そこでいま一つ、特殊法人の総裁や理事長は二十万も二十五万ももらっておるのに、そこに働く一般職員の給与改善というものはどういふことになつておるのですか。公団や公庫の職員は今度やるのですか、やらないのですか、これを一つ。

○船後政府委員 公庫、公団等の職員の給与につきましては、もちろん国家公務員あるいは三公社五現業の職員と異なりまして、原則として労働三法の適用下にあるわけでございます。従いましてそれぞれが当事者によって決定される、これが原則でございます。ところがこれらの公庫、公団等は、先ほど来先生御指摘のように営利事業を行なうものでもございませぬ。従って職員の給与も純粋に経済原則というものによって決定されるものもございませぬ。従いまして従来から国家公務員の給与に準じまして、おおむねこれによりまして、あるいは一〇%、あるいは一五%といったふうな上位に置れて参つた次第でございます。今回も一般職の国家公務員が給与の改定になるに伴いまして、各公庫、公団当局並びに労働組合等から同様に給与改定の御希望が出ております。従いましてこの際といたしましては、従来から公務員の給与とある程度リンクされてきたいきさつもございませぬので、公庫、公団等につきましても、この際おおむね公務員に準ずる程度の給与の改定は行うことにならぬと思つております。

○愛田委員 質問を終わります。

○久野委員長 以上をもちまして三案についての質疑は終了いたしました。  
○久野委員長 一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案に対し、小笠公昭君外十七名提出の修正案がそれぞれ提出されております。  
○久野委員長 一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案に對する修正案  
一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第一条のうち、別表第一イ行政職俸給表(イ)の改正規定の八等級の項中「8,000」を「100」に改める。  
第一条のうち、別表第一ロ行政職俸給表(ロ)の改正規定の五等級の項中「6,900,300,100,500」を「600,000,200,600」  
「6,700,800,800」を「6,700,800,800」に、同表の改正規定の四等級の項中「8,100」を「200」に改める。  
第一条のうち、別表第三ロ公安職俸給表(ロ)の改正規定の八等級の項中「7,300,100,500」を「7,000,200,600」に改める。  
第一条のうち、別表第四ロ海軍職俸給表(ロ)の改正規定の四等級の項中「7,500」を「600,000」に改める。  
第一条のうち、別表第六研究職俸給表の改正規定の七等級の項中「8,100」を「100」に改める。  
第一条のうち、別表第七ハ医療職俸給表(ロ)の改正規定の四等級の項中「8,100」を「100」に改める。  
本修正の結果必要とする経費は約五百万円の見込みである。  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對する修正案  
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
別表第二目衛官俸給表の改正規定の三等陸士、三等海士及び三等空士の項中「7,600」を「100」に改める。  
本修正の結果必要とする経費は約二百万円の見込みである。

○久野委員長 この際両修正案について提出者よりその趣旨の説明を求めます。小笠君。  
○小笠委員 ただいま議題となつております一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對しまして、修正案を提出いたします。  
案文はお手元にお配りいたしてございますので、朗読は省略させていただきます。  
両修正案の内容を御説明申し上げますと、今回の給与改定におきまして、俸給の改定増額分が月額九百円に満たないものにつきましては、原則的に九百円程度の改定になりますように、若干の号俸について百円ないし二百円の

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

「8,500,100,700」を「600,200,600」に改める。  
「8,900,900」を「8,900,800」に改める。

俸給額の手直しをいたそうとするものであります。

御承知のごとく、今回の給与改定を個々の号俸について検討して参りますと、最低のところでは七百円程度しか増額になっておられないのでありまして、初任給が低過ぎるという御意見もあり、何とかもう少し引き上げられたいものか、いろいろ研究いたしてみたいのであります。しかしながら技術的にも財政的にもなかなかむずかしい問題が多いのでございます。一方年末に向かつて、増額分の支給を待っておられる公務員諸君のあることを考えますと、検討にあまり時間もかけられませんか。諸般の事情を勘案いたしまして、わずかな手直しではございますが、このような修正案を提出いたした次第であります。よろしく御賛成のほどをお願い申し上げます。

○久野委員長 両修正案はいずれも予算を伴うものでありますので、国会法五十七条の二の規定により、内閣に対して意見を述べる機会を与えることといたします。迫水國務大臣。

○迫水國務大臣 たいま御提案の修正案につきましては、俸給表全体の構造から見まして必ずしも適当とは申せませんので、遺憾ながら賛成いたしかねる次第でございます。

○久野委員長 西村防衛庁長官。○西村國務大臣 たいま御提案の修正案につきましては、自衛官俸給表の構成上から見まして必ずしも適当とは申せませんので、遺憾ながら賛成いたしかねる次第でございます。

○久野委員長 これにて内閣の意見開

陳は終りました。

○久野委員長 両修正案について質疑はありませんか。——御質疑もないようでありまして、これより一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び修正案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び修正案、特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。石橋政嗣君。○石橋政嗣君 日本社会党を代表しまして、たいま議題となつております三法案並びに修正案に反対の意見を申し上げたいと思つております。

まず反対の第一は、実施期日の問題でございます。政府は常に人事院の勧告は尊重するという事を申しておられます。最近には特にこれを完全に実施することが法の精神にもかなうものである。すなわち人事院の勧告の実施は、ぜひ政府としてもやらなくてはならない問題であるから、これは今後ともやっつけていく。ただし組合の方の十分に違法な行為などはやらないようにして、くれといふことを言ひつけておいたわけでございますけれども、今度の人事院勧告については、残念ながら完全実施が政府において行なわれておらないと思つております。その最たるものが実施期日で、勧告通り当然に五月一日にさかのほつてこれを行なうべきであつて、これをやらぬといふことは政府みずから労働法規なり公務員法規を破るものであるし、公務員法の

精神をふみにじるものであるというふうに私も考えておりますので、反対いたします。

第二番目は内容でございますけれども、先ほどからいろいろと議論されておりますように、非常に上厚下薄という言葉の一語に尽きる内容だといふ点が、私どもの反対の理由の第二でありまして、試みに若干の数字をあげてみますと、平均二・四％、二千六百八十円引き上げるのだといふながら、上級職においては三七・五％、二万三千七百円も上げる、そのかわり下級の職員においては行一の場合でも八百円、今度修正が行なわれなくても九百円程度しか上がらない、非常に不均衡でございます。こういう上厚下薄を手直しするということであればまだわかるのでありますけれども、この点についても私どもは納得できない。最近の物価の高騰という点も、十分に皆さん方も御存じの通りであるかと思つて、現在の生活苦と戦つていくことが非常に困難だと私も思つておられます。特に初任給については政府も認めておりますように不当に低い。従つていい公務員を集めることができないという点も、この際指摘しておきたいと思つております。

第三番目は、いよいよ階級、職務給的な性格が強化されてきておることです。私たちの不満に思つておられる理由はここにありまして、特權上級官俸を優遇しておること、その現われでありまして、下級公務員に対しては分裂支配を強める、あるいは競争を激化させるといふような形が非常に強く出てきておる、こういうものを

私どもはのむわけには参りません。絶えず申し上げてお参りますように、この際通し号俸制を復活するというようなことを考え、俸給表の統合をはかるといふような点で、この性格を弱める方にむしる向うべきではないかといふのが反対の第三の理由であります。

第四は期末手当の面でございます。今度〇・一カ月分の増額を勧告したわけでございますが、この点については政府がそのまま採用したというのであります。しかし人事院の勧告を實際に検討してみると、民間は三・一九カ月分であるという事を人事院みずから認めておられるわけですから、〇・一ふやまして三カ月分にしかならぬ。人事院勧告において〇・二九の差がここに厳然としてあるわけでございますから、こういう点も十分政府は考慮して、この際二・五カ月分の期末手当を年末に支給するのが妥当であろうといふふうに考えておられるわけでありまして、こういういろいろな角度から言ひまして、どうしても賛成することはできない。なお修正案についても今度の改定の引き上げ額が非常に少ない八百円未満の者について、百円ずつ上げるというのであります。これはこの所要経費を見てもわかりますように、実に微々たるもので、スズメの涙といふにも値しない、このようなもので私どもは納得するわけには参りません。

以上申し上げた理由で原案並びに修正案に、いずれも反対という態度を示したいと思つております。(拍手)

○久野委員長 受田新吉君。○受田委員 私は今提出されております給与関係の三法案及び修正案は、いずれもわれわれの願つておる方向を逸

脱している法案として反対させていただきます。

それは今質問でも申し上げた通り、給与というものは公務の能率を高め、公務員にその職務に精勵させるための大事な基礎になるものである。その基礎になるものが、何らかの形で権力の行使の具に供せられるような印象を受けるような形、これが法案となつて現われていることを否定できないのです。すなわち管理監督の地位にある者は著しく高給の俸給をほむことができる。人間として生きる最低の生活保障さえもなし得ない下級の公務員の立場を思うときに、管理監督の地位にあつて高給をほむ方々が、みずから給与を引き上げることが断つてでも下級職員を優遇する、そういう立場に給与政策が向いていかなければならぬと思つておる。大體日本は世界で文明国と名のつく国の中では一番低賃金の国であり、公務員の給与も一番低給であります。文明国の名に恥ずるほど低い給与である。その点において特に低額の給与を受ける人々をもつと優遇するといふ給与政策を、内閣としても十分考えて下さらなければならぬ。その点が人事院の検討においても欠けておるし、また政府の措置においても欠けておる。私たちは政府自身が強力に、今申し上げた点を今後推進することを期待しておきます。

もう一つは、一般職を中心にして他の特別職の給与というものは非常にアンバランスである。防衛庁の職員は給与にしましても、事務次官、議長、参事官の俸給表を見ると、事務次官と議長だけが俸給月額が十二万円となつて

いる。もちろんこの中にはいろいろな

手当関係が考えられておりますけれども、しかしながら防衛庁の事務次官だけをなせばかけた特別な扱いをしておるかという問題も考えられる。それから防衛庁の給与を見ましても、自衛官と一般職を分けています。同じ防衛庁に勤めておる職員が、同じような内容をもって働いている職員が区別されているというふうな問題もある。一般職として見ていいような職員をわざわざ特別職にしている傾向もある。こういう点において公務員制度そのものにも給与と関係して大事な問題がひそんでおるのであるが、これも何ら是正されておらない。いわんや特別職の俸給表を拜見してみますと、この俸給表には勤務を一カ月のうちに三日か四日くらいしかしないような人でも十三万円という多額の俸給がはまされておる。総理大臣の二十五万円は、最高裁判所の長官や国会の議長と同じにするのだというけれども、国会の議長はまだきまっております。どういふところからそういうことが出たのか。国会議員の給与はまだきまっております。きまっております。先から国会の議長と同じ、こういうまことに研究不足の政府の発言がある。こういう無責任な発言、国会で通ってもないようなことを堂々と、すでに最高裁の長官と国会の議長は二十五万円になっておる、われわれは最高裁判所裁判官の報酬の方は何っておりますけれども、国会の議長はきまっております。こういう非常に重大な政治的な給与が特別職にきめられておる。こういうことを考えて、政府内部で何かその連絡調整をはかって、もつとはっきりした基礎をもつて優遇するということならば納得しますけれども

も、ばかげた高い給与を特別職に出して、下級職員は取り残されておるといふことを、政府自身ももつと真剣に、各省の群衆制でなくて、みんなに給与全般の問題を研究をして、国民の納得する線で給与体系をりっぱに打ち出してもらいたい、そういうことでわれわれの納得する俸給表をお示し願いたい。従って現在のところはその大事な国全体の給与政策の上の問題、アンバランスの問題等が是正されておらない限りにおいて、この給与法を承認するわけにいかないということで、反対をさせていただきます。

次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する小笠公昭君外十七名提出の修正案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

質疑の通告があります。これを許します。石橋政嗣君。

ば、どういふふうにして美出血を避ける措置を講じてあるのかということについて、具体的に御説明を願いたいと思ひます。

○久野委員長 起立多数。よって小笠公昭君外十七名提出の修正案は可決いたしました。

○久野委員長 起立多数。よって小笠公昭君外十七名提出の修正案は可決いたしました。

○山口政府委員 三十五年度新規事業に伴います必要な定員が、定員法改正案の不成立のために一部執行が困難となりまして、一部は執行を遅延しているものがございます。そのほかで得る限り部内の職員の運用によりまして、かなりの労働過重になった部分もございまして、それ以外につきましては、予算の流用等によりまして、臨時の職員を雇い入れまして、それで辛うじて運営しているような次第でございます。

○石橋(政)委員 大臣にお答え願っておきたいと思うのですが、調達庁の場合などは、特に役所の性格からいって、ある一面この減員もやむを得ない面があるわけでございますが、それだけに非常に職員が、将来に希望もなく、絶えず不安にさらされておる。こういう職員に対してあなたたい手常にか差し伸べてやらなければならぬと考へますので、責任を持って他の役所に振り向けるといったような措置を今後とも講じていただくことを、ここで確約していただきたいと思います。

○久野委員長 起立多数。よって小笠公昭君外十七名提出の修正案は可決いたしました。

○久野委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

○石橋(政)委員 定員法というものがいかに権威がないかということを示すような御答弁でございますが、その点はおきかたは、本法が成立いたしましたあたりこの減員の面でお尋ねしておきたいのは、本法が成立いたしましたあたりこの減員があるわけでございます。調達庁においては七十五名、その他においても若干の減員があるわけでございます。すでに調達庁においては減員が執行されておるといふふう聞いておるのでございますけれども、その事実、もしされておるとするならば

○石橋(政)委員 それから先ほどもちよつと申し上げたわけでありませぬけれども、最近の定員法は特にその権威のないことがはつきりしてきておるわ

○久野委員長 起立多数。よって修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

○久野委員長 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○石橋(政)委員 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○石橋(政)委員 行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

けです。これはやむを得ないわけでございます。昭和二十四年の五月に初めて本法が成立いたしました目的が行政整理にあった。しかし実際に職員の整理はやってみなければ、事業量は減るところか、逆に増大の一途をたどってきた。そこで脱法的な行為として常勤職員というものが生まれてきた。ところがこの常勤職員にもワタをはめたら、今度は常勤的非常勤というものもまた出てきた。こういうことをいつまでも繰り返しておろことは、まことに法の權威の建前からいっても私は重大な問題じゃないかと思ひます。ここで何とか措置を講ずべきじゃないか。私どもの方といたしましては、特に突状に沿わない現業官庁等は、この際定員法のワタからはずしてしまつて、その事業量に応じて定数を定めることができるような措置を講ずべきであつて、その他の一般の職員のみを拘束を及ぼす法律に改めるべきじゃないか、こういうような考えを持っておるわけでございますけれども、この点についていかがお考えか、大臣にお答えを願つておきたいと思ひます。

○小澤国務大臣 お示しの通り、この法律は廃止しようか、あるいは存続しようかという点に非常な迷いを持っておるものでございまして、その結論が出ますれば、この法律を改正するかも知れません。

○石橋(政)委員 もう時間がありませんからこれでやめますけれども、今申し上げましたように全部廃止するといふことには非常に問題があると思ひます。そこで特に突状に沿わない現業部門ははずして自主的にやっていたら、その他の一般の官庁においては依

然として制規してきちつとした法律として權威を高めていくというふうにやっていたらいいと思ひます。○久野委員長 ほかに御質疑はありますか。――御質疑もないようでありますので、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案に対する修正案  
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第一条のうち、第二条第一項の表の改正規定を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	二、八八八人	
	公正取引委員会	三、三九人	
	国家公安委員会	七、六四八人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
	警察庁	八人	
	土地調整委員会	四八人	
	首都圏整備委員会	一、〇〇二人	
	宮内庁	一、六六八人	
	行政管理庁	一、六六八人	
	北海道開発庁	六、二八八人	
	防衛庁	一人	
法務省	計	三三、六三九人	
	本省	三三、〇三九人	うち二、六三三人は、検察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一人	
	公安審査委員会	二〇人	
	公安調査庁	一、六六八人	
外務省	本省	三、二三人	
	計	三、六六八人	

大蔵省	文部省	厚生省	農林省	通商産業省	運輸省	郵政省	労働省	建設省	自治省
計	計	本省	計	計	計	本省	計	本省	計
三、五三九人	六、八八八人	三、〇三九人	八、五三九人	二、二七九人	二、二七九人	三、〇三九人	三、〇三九人	一、二七九人	四、三九八人
	うち六、四八八人は、国立学校の職員とする。								

合計 六五、五八人

本則中第二条の次に次の二条を加える。

(憲法調査会法の一部改正)

第三条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第四条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十四人」を「五人」に改める。

○久野委員長 この際本修正案について提出者よりその趣旨の説明を求めます。小笠君。

○小笠委員 だいたいま議題となっており行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党を代表して、三党の共同提案にかかる修正案を提出いたします。

修正案はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のように、現在行政機関職員定員法のワック外にある常勤労働者及び常勤的非常勤職員等のうち、その職務の性質及び勤務の実態において、定員法上の職員とほとんど異ならないものが多数に上っております。これらの定

員外職員の定員化問題は、去る第二十二回国会以来の懸案事項でありますので、昨年に引き続き今回も可能な範囲で、すなわち約五千名の定員化をはかろうとするものであります。

以上が修正案提出の理由であります。何とぞ御賛成をお願い申し上げます。

○久野委員長 本修正案について御質疑はありませんか。御質疑もないようでありますので、これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。まず小笠公昭君外二十八名提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○久野委員長 起立総員。よって小笠公昭君外二十八名提出の修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○久野委員長 起立総員。よって修正部分を除いて原案の通り可決いたしました。

これにて行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案は、修正議決いたしました。

外二十八名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際本動議について提出者よりその趣旨の説明を求めます。石橋君。

○石橋(政)委員 本動議の内容となりますが、朗読いたします。

郵政省における定員は、定員法の制約をうけて、著しい定員不足を来しているが、現に、業務の運行を確保するため、雇傭されている定員、又は定数的非常勤職員等、長期間雇傭している非常勤職員の定員化を確保するため、政府は、三十六年度に於いて、すみやかに抜本的解決をはかるよう善処すべきである。

右決議する。  
決議案の趣旨でございますけれども、ただいまの修正案の説明の際にも述べられておりましたように、各官庁において現在臨時職員の扱いは非常に問題になっておるわけでございます。

特に郵政省は、最近新規事業の拡張あるいは国民人口の増加等に伴う取り扱い物量の増加等に伴いまして、たくさんのこのういった定員外職員をかかえておるのでございすけれども、今回本委員会が五千名の定員化をさらに行ったといはしたしても、一番問題のある郵政省においては、予算等その他の事情からその実現をはかることが非常に困難だという事情にありますので、今後なるべく早く、長期間雇傭している非常勤職員の取り扱いを政府の方で解決をはかるように善処してもらいたいというのが、本決議案の趣旨であります。何とぞ御賛成を願いたいと思ひます。

○久野委員長 本決議について採決いたします。

たします。本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○久野委員長 御異議なしと認めます。よって本動議は可決いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○久野委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

内閣委員会議録第二号中正誤

六 段 行 誤  
下 末二下欄  
昭和三十五年五月五日 〇人  
昭和三十五年五月五日 〇人  
昭和三十五年五月五日 〇人  
は 昭和三十五年五月五日 〇人の誤り。  
一八ページ三段落終わりから四行及び三行の行頭をそれぞれ一字ずつ下げる。